東大阪健保環第386号

令和2年4月17日

枚岡薬剤師会　会長様

河内薬剤師会　会長様

布施薬剤師会　会長様

東大阪市保健所　環境薬務課長

新型コロナウイルス感染症の発生に伴う薬局等での高濃度エタノール製品の取扱いについて（周知依頼）

　平素は、本市薬事行政の推進にご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

　標記につきまして、別添のとおり厚生労働省より通知がありました。つきましては、貴会会員に対し周知していただきますようよろしくお願いいたします。

＜連絡先＞

〒578-0941東大阪市岩田町4-3-22-500希来里5階

東大阪市保健所　環境薬務課

担当：北尾

TEL:072-960-3804　FAX:072-960-3807

補足：当該事務連絡において、「薬局から医療機関等に対して、高濃度エタノール製品を販売又は授与して差し支えないこと」とありますが、酒類を取扱う（分注等して販売又は授与する）場合には、酒税法に基づく免許等が必要となりますのでご留意ください。